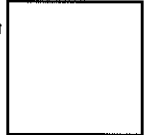


本原原発第 47 号
2019 年 02 月 25 日

原子力規制委員会 原子力規制庁
緊急事案対策室長 殿

中部電力株式会社
執行役員 原子力本部 原子力
伊原 一郎



「浜岡原子力発電所 原子力事業者防災業務計画」における
読み替えについて

当社は、原子力災害対策特別措置法第 7 条第 1 項に基づき、「浜岡原子力発電所 原子力事業者防災業務計画」（以下、「防災業務計画」という。）を作成しておりますが、原子力防災組織業務の一部を委託する日本原子力発電株式会社の主たる事務所の所在地の変更のため、添付資料のとおり防災業務計画の読み替えを行いますので、ご連絡いたします。

次回修正までの間、添付資料のとおり、平成 31 年 2 月 25 日から読み替えにより運用させていただきますので、よろしくお願い致します。

添付資料：「浜岡原子力発電所 原子力事業者防災業務計画」読み替え前後対照表

以 上

「浜岡原子力発電所 原子力事業者防災業務計画」 読み替え前後対照表 (1/3)

読み替え前	読み替え後	理由等
<p data-bbox="332 527 1115 695">浜岡原子力発電所 原子力事業者防災業務計画</p> <p data-bbox="468 1640 991 1787">平成30年6月 中部電力株式会社</p>	<p data-bbox="1641 527 2424 695">浜岡原子力発電所 原子力事業者防災業務計画</p> <p data-bbox="1777 1640 2300 1787">平成31年2月 中部電力株式会社</p>	<p data-bbox="2694 1003 2887 1098">読み替えの提出 月に合わせ読み 替え</p>

「浜岡原子力発電所 原子力事業者防災業務計画」 読み替え前後対照表 (2/3)

読み替え前				読み替え後			
修正来歴				修正来歴			
修正回	修正年月日	主な修正内容	備考	修正回	修正年月日	主な修正内容	備考
20	平成29年10月30日	<ul style="list-style-type: none"> 原子力災害対策特別措置法関係政省令の改正に伴う修正 原子力事業者防災業務計画の確認に係る視点についての改正に伴う修正 通報連絡の運用変更に伴う修正 記載の適正化 		20	平成29年10月30日	<ul style="list-style-type: none"> 原子力災害対策特別措置法関係政省令の改正に伴う修正 原子力事業者防災業務計画の確認に係る視点についての改正に伴う修正 通報連絡の運用変更に伴う修正 記載の適正化 	
	(平成30年4月1日)	<ul style="list-style-type: none"> 社内組織改定に伴う変更 			(平成30年4月1日)	<ul style="list-style-type: none"> 社内組織改定に伴う変更 	
21	平成30年6月29日	<ul style="list-style-type: none"> 本店緊急事態対策本部体制の見直し 社内組織改定を反映した連絡運用の変更 警戒事態に該当する事象の追加 原子力防災関連資機材の置き換え 原子力緊急事態支援組織の保有資機材の最新化 記載の適正化 		21	平成30年6月29日	<ul style="list-style-type: none"> 本店緊急事態対策本部体制の見直し 社内組織改定を反映した連絡運用の変更 警戒事態に該当する事象の追加 原子力防災関連資機材の置き換え 原子力緊急事態支援組織の保有資機材の最新化 記載の適正化 	
					(平成31年2月25日)	<ul style="list-style-type: none"> 原子力防災組織業務の一部を委託する日本原子力発電株式会社の主たる事務所の所在地の変更 	

・読み替え理由を追記

「浜岡原子力発電所 原子力事業者防災業務計画」 読み替え前後対照表 (3/3)

読み替え前	読み替え後	理由等												
<p>別表 2-15 原子力防災組織業務の一部を委託するもの</p> <p>防災業務計画等命令第 2 条第 3 項に基づき、原子力防災組織の業務の一部を委託する法人の名称、主たる事務所の所在地、業務の範囲及び実施方法は以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="142 695 1294 1077"> <tr> <td>法人の名称</td> <td>日本原子力発電株式会社</td> </tr> <tr> <td>主たる事務所の所在地</td> <td>東京都千代田区神田美土代町 1-1</td> </tr> <tr> <td>業務の範囲及び実施方法</td> <td>美浜原子力緊急事態支援センター（福井県三方郡美浜町久々子 38 号 36）が以下の業務を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 支援組織要員の派遣 ・ 遠隔操作機器を用いた放射線量測定等による環境情報収集の支援 ・ 遠隔操作機器を用いたがれきの撤去作業等による、アクセスルートの確保の支援 ・ 遠隔操作機器を用いた除染作業の支援 </td> </tr> </table>	法人の名称	日本原子力発電株式会社	主たる事務所の所在地	東京都千代田区神田美土代町 1-1	業務の範囲及び実施方法	美浜原子力緊急事態支援センター（福井県三方郡美浜町久々子 38 号 36）が以下の業務を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 支援組織要員の派遣 ・ 遠隔操作機器を用いた放射線量測定等による環境情報収集の支援 ・ 遠隔操作機器を用いたがれきの撤去作業等による、アクセスルートの確保の支援 ・ 遠隔操作機器を用いた除染作業の支援 	<p>別表 2-15 原子力防災組織業務の一部を委託するもの</p> <p>防災業務計画等命令第 2 条第 3 項に基づき、原子力防災組織の業務の一部を委託する法人の名称、主たる事務所の所在地、業務の範囲及び実施方法は以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="1400 688 2549 1071"> <tr> <td>法人の名称</td> <td>日本原子力発電株式会社</td> </tr> <tr> <td>主たる事務所の所在地</td> <td>東京都台東区上野五丁目 2 番 1 号</td> </tr> <tr> <td>業務の範囲及び実施方法</td> <td>美浜原子力緊急事態支援センター（福井県三方郡美浜町久々子 38 号 36）が以下の業務を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 支援組織要員の派遣 ・ 遠隔操作機器を用いた放射線量測定等による環境情報収集の支援 ・ 遠隔操作機器を用いたがれきの撤去作業等による、アクセスルートの確保の支援 ・ 遠隔操作機器を用いた除染作業の支援 </td> </tr> </table>	法人の名称	日本原子力発電株式会社	主たる事務所の所在地	東京都台東区上野五丁目 2 番 1 号	業務の範囲及び実施方法	美浜原子力緊急事態支援センター（福井県三方郡美浜町久々子 38 号 36）が以下の業務を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 支援組織要員の派遣 ・ 遠隔操作機器を用いた放射線量測定等による環境情報収集の支援 ・ 遠隔操作機器を用いたがれきの撤去作業等による、アクセスルートの確保の支援 ・ 遠隔操作機器を用いた除染作業の支援 	<p>・ 日本原子力発電株式会社の本店移転に伴う読み替え</p>
法人の名称	日本原子力発電株式会社													
主たる事務所の所在地	東京都千代田区神田美土代町 1-1													
業務の範囲及び実施方法	美浜原子力緊急事態支援センター（福井県三方郡美浜町久々子 38 号 36）が以下の業務を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 支援組織要員の派遣 ・ 遠隔操作機器を用いた放射線量測定等による環境情報収集の支援 ・ 遠隔操作機器を用いたがれきの撤去作業等による、アクセスルートの確保の支援 ・ 遠隔操作機器を用いた除染作業の支援 													
法人の名称	日本原子力発電株式会社													
主たる事務所の所在地	東京都台東区上野五丁目 2 番 1 号													
業務の範囲及び実施方法	美浜原子力緊急事態支援センター（福井県三方郡美浜町久々子 38 号 36）が以下の業務を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 支援組織要員の派遣 ・ 遠隔操作機器を用いた放射線量測定等による環境情報収集の支援 ・ 遠隔操作機器を用いたがれきの撤去作業等による、アクセスルートの確保の支援 ・ 遠隔操作機器を用いた除染作業の支援 													